

法 人 税 法

本試験問題

〔第一問〕問3

問3

次の【資料】に基づき、内国法人であるP社（資本金10,000,000円。年1回3月末決算法人。設立以来毎期継続して青色申告書を提出。）の当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の課税所得の算出における未処理欠損金及び資産の譲渡損失に係る課税上の取扱いについて、その法的な理由も含めて答えなさい。

【資料】

- ① P社は、令和3年4月1日に設立された法人であり、P社株式は、同日から継続して個人甲が100%保有している。
- ② 内国法人であるS社（年1回3月末決算法人。設立以来毎期継続して青色申告書を提出。）は、個人乙（個人甲との間に親族関係はない。）の全額出資により令和元年7月1日に設立されたが、個人乙が令和3年7月1日にその保有するS社株式の全部をP社に譲渡したことにより、S社株式は、同日から継続してP社が100%保有することになった。なお、令和3年3月31日時点でS社の保有する資産又は負債について時価評価は行われていない。
- ③ P社は、令和7年4月1日を効力発生日として、S社を被合併法人とする合併を行うこととした。なお、当該合併に際して、合併対価の交付は行われていない。当該合併の直前においてP社とS社の事業規模には大きな開きがあり、また、当該合併を機にS社の役員はいずれも退任することから、共同で事業を行うための合併には該当しない。
- ④ S社の設立第1期（令和元年7月1日～令和2年3月31日）は欠損であり、その後のS社の各事業年度の所得金額の計算において控除できていない当該設立第1期の未処理欠損金額が100,000,000円ある。なお、P社は、設立以来、有所得である。

〔第一問〕問3

資産の譲渡損失に係る課税上の取扱いについて、その法的理由も含めて答えなさい。

- ⑤ S社は、土地を令和2年7月1日に50,000,000円で取得したが、周辺商業施設の撤退等もあり、当該土地の時価は次のとおり値下がりしていた。S社は当該土地を継続保有し、評価換えもしていなかったが、合併により当該土地を引き継いだP社は、令和8年3月1日に時価相当額によりP社とは資本関係のない第三者に売却した。

日付	令和3年4月1日	令和3年7月1日	令和7年4月1日	令和8年3月1日
時価	35,000,000円	35,000,000円	32,000,000円	30,000,000円

TAC予想問題

●直前予想答練 第1回〔第一問〕問1

問1

不動産賃貸業を営む内国法人であるV株式会社（青色申告書を提出する年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「V社」という。）と、当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）中に、さらなる事業拡大のため、以下の【事実関係】に掲げるとおり、V社を合併法人とし、内国法人W株式会社（青色申告書を提出する年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「W社」という。）及び内国法人X株式会社（青色申告書を提出する年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「X社」という。）をそれぞれ被合併法人とする合併を行った。

【事実関係】

(1) V社について

- ① V社は数十年前の設立以来、その発行済株式のすべてを個人甲氏のみが所有しており、今後も変更される予定はない。
- ② V社の代表取締役は甲氏であり、その他数名の取締役がいるが甲氏と特殊な関係はない。
- ③ V社の資本金の額は50,000,000円、資本金等の額は60,000,000円である。
- ④ V社のここ数年の所得金額又は欠損金額は次のとおりである。なお、令和4年3月期以前は黒字決算であった。

イ 令和4年4月1日～令和5年3月31日	△ 30,000,000円
ロ 令和5年4月1日～令和6年3月31日	△ 5,000,000円
ハ 令和6年4月1日～令和7年3月31日	4,000,000円 (欠損金控除前所得金額)

(2) W社について

- ① W社は数十年前の設立以来、その発行済株式のすべてを個人乙氏のみが所有していたが、令和6年2月にV社が乙氏よりもW社株式のすべてを取得し、以後合併まで継続して保有していた。
- ② W社の代表取締役は上記①により乙氏から甲氏に変更され、乙氏は取締役を辞任している。また、W社の役員は甲氏のみである。
- ③ W社の資本金の額は10,000,000円、資本金等の額は20,000,000円である。
- ④ 令和7年7月1日をもって、W社はV社に吸収合併された。当該合併は適格合併に該当する。なお、当該合併はいわゆる無対価合併に該当し、W社の株主に対して株式は交付されない。また、当該合併に際しては、W社の従業者の全員が引き続きV社において就業し、W社の事業はV社において引き続き営まれている。
- ⑤ W社においては近年欠損金が生じており、その欠損金の額（いずれも青色欠損金）は次のとおりである。なお、平成31年3月期以前は黒字決算であった。

イ 平成31年4月1日～令和2年3月31日	△ 700,000円
ロ 令和2年4月1日～令和3年3月31日	△ 1,000,000円
ハ 令和3年4月1日～令和4年3月31日	△ 3,000,000円
ニ 令和4年4月1日～令和5年3月31日	△ 500,000円
ホ 令和5年4月1日～令和6年3月31日	△ 2,000,000円
ヘ 令和6年4月1日～令和7年3月31日	△ 4,000,000円

●実力完成答練 第6回〔第一問〕問1

- (4) C社株式はB社が平成21年に株式市場から購入した上場株式であり、売買目的の有価証券以外の有価証券に区分されていた。

A社に分配されたC社株式のB社における取得価額は11,000,000円であったが、その後市場価額が大きく下落し、令和4年4月1日時点の市場価額は7,300,000円、A社が売却した時の市場価額は6,300,000円であった。

設問2 A社が計上した売却損について適用が想定される規定を簡潔に説明しなさい。

なお、用語の意義及び有価証券の譲渡損益の原則については説明不要とする。

〔第一問〕問2

(2) 一般社団法人であるG協会（年1回3月末決算法人。法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人には該当しない。）は、出版業を営んでいるが、当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）において得意先である作家を慰安するために旅行に招待し、その旅行費用（接待飲食費はない。）として2,000,000円を支出し、当期の決算において同額を費用計上した。この場合において、G協会の当期における当該旅行費用に係る交際費等の課税上の取扱いについて、その法的な理由も含めて答えなさい。

〔第二問〕【資料2】

(5) 機械装置D（倉庫業用設備に該当）は、令和7年3月に事業の用に供された労働環境の改善に資する無人配送機器であり、租税特別措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等に該当する。当社は、同項の規定の適用に代えて同法第52条の3に規定する特別償却準備金として13,000,000円（積立限度超過額400,000円を含む。）を前期の決算において損金経理の方法により積み立てており、当期末において同額が計上されたままである。なお、機械装置Bとは設備の種類が異なり、類似するものではない。

〔第二問〕【資料2】

【資料2】災害に関する資料

(1) 当社は、令和6年5月の火災により次の資産が減失したもの、前期中にこれらの損失に係る保険金額が確定しなかったため、次の資産の被災直前の帳簿価額を災害未決算として、他に要することとなつた減失経費とともに仮払経理した。当期に次の保険金額が確定し、支払を受けたため、当該保険金額を収益計上するとともに、災害未決算を全額取り崩して損金経理した。

減失資産	被災直前帳簿価額	保険金額	備考
建物A	28,600,000円	50,000,000円	食品加工用の工場で金属造の建物に該当する。
機械装置B	12,986,000円	25,000,000円	食料品製造業用設備に該当する。

(2) (1)の減失経費は次のとおりである。

- ① 建物Aの撤去費用 5,000,000円
- ② 機械装置Bの撤去費用 300,000円
- ③ 焼け跡の整理費用 226,500円

(3) 前期において建設又は取得し、事業の用に供した代替資産及び当該代替資産につき当期において損金経理した減価償却費等については、次のとおりである。

代替資産	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	期末帳簿価額	法定耐用年数
建物C	60,000,000円	59,470,000円	3,180,000円	56,290,000円	19年
機械装置D	42,000,000円	41,415,500円	7,000,000円	34,415,500円	12年

●直前予想練 第1回〔第一問〕問2

問2

内国法人の支出する費用に關し、次の間に答えなさい。

1. 法人税法第22条第3項には次のように規定されている。

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

このうち、第二号に「償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。」とあるが、この債務の確定に関する3つの要件について説明しなさい。

2. 租税特別措置法第61条の4に規定する、接待飲食費の意義及び交際費等の意義について述べなさい。

3. 次の【資料】に基づき、内国法人であるA株式会社（期末資本金3億円の年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「A社」という。）の当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）における下記(1)～(4)の費用が当期の交際費等及び接待飲食費に該当するか否か答えなさい。なお、該当しない場合には、その理由も答えなさい。

資料に記載された内容以外の事項については考慮する必要なく、帳簿書類への記載事項や保存等については適切に行われているものとする。

●直前予想練 第2回〔第二問〕問1

② 工具は、租税特別措置法第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する特定機械装置等に該当するものであり、前期において準備金方式による特別償却の適用を受けている。

前期における経理処理は次のとおりである。

(借) 繰越利益剰余金 210,000円 (貸) 特別償却準備金 210,000円

③ 甲社は、前期において特別償却準備金の不足額を繰り越すための適正な手続きを行うとともに、当期において次の経理処理を行っている。

(借) 繰越利益剰余金 690,000円 (貸) 特別償却準備金 690,000円

なお、当期においては上記②に係る処理は一切行っていない。

④ 当期の令和7年10月22日に、工具につき一部改良を行い、資本的支出となるべき支出として160,000円を支出し、修繕費として経理している。

⑤ 当期において、工具の減価償却費として1,200,000円を計上している。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕【資料2】

【資料2】 保険金収入に関する事項

前期に火災により工場A（被災直前の帳簿価額は15,000,000円であり、繰越償却超過額が2,000,000円あった。）が滅失したことにより保険金60,000,000円を収入した。この火災により支出した経費は焼跡整理費2,200,000円、新聞謝罪広告費1,050,000円及び人見舞金1,800,000円であり、前期において雑損失として計上している。

甲社は、前期に滅失資産に代替する固定資産の取得ができなかつたため、前期末において損金経理により特別勘定40,800,000円（税務上の適正額）を繰り入れていたが、当期の10月25日に代替資産として工場Bを40,000,000円で取得したため、直ちに事業供用するとともに、前期に繰り入れた特別勘定のうち28,000,000円を取り崩し、当期の収益に計上した。

工場Bの詳細は以下のとおりである。

種類等	取得価額	期末帳簿価額	事業供用年月日	耐用年数
工場B	40,000,000円	9,160,000円	令和7年10月25日	24年

(注1) 工場Bの取得に伴い不動産取得税（【資料7】(2)参照）を納付し、租税公課として経理している。また、当期に損金経理により圧縮損30,000,000円及び減価償却費840,000円を計上している。

(注2) 甲社は減価償却資産の償却方法につき、設立以来選定及び届出は行っていない。

(注3) 平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産の償却率表等は、次のとおりである。

耐用年数	24年
定額法の償却率	0.042
定率法の償却率	0.083
改定償却率	0.084
保証率	0.02969

〔第二問〕【資料3】

【資料3】 交換に関する資料

(1) 当社は、新製品の製造ラインを拡大するため、令和7年6月に甲社の有する土地E及びその上に存する建物F（次の表の交換取得資産）と、当社の有する土地G、その上に存する建物H及び交換差金となる現金（次の表の交換譲渡資産）を交換した。

なお、これらの資産はいずれも当社及び甲社において1年以上有していたものであり、交換のために取得したものではない。

種類	交換取得資産		交換譲渡資産		
	土地E	建物F	土地G	建物H	現金
交換時の時価	68,800,000円	15,200,000円	65,000,000円	16,000,000円	3,000,000円
交換直前帳簿価額	73,000,000円	9,425,335円	32,000,000円	9,000,000円	

(2) 当社は、取得した土地Eを譲渡した土地Gの譲渡直前の用途と同一の用途に供している。

(3) 当社は、交換における購入手数料1,008,000円（うち土地Eに係るもの825,600円、建物Fに係るもの182,400円）及び仲介手数料972,000円（うち土地Gに係るもの780,000円、建物Hに係るもの192,000円）を不動産業者に支払い、当期の費用として損金経理した。

(4) 建物F（金属造・法定耐用年数31年）は、甲社において14年間使用された工場であり、当社は、建物Fを取得後、直ちに改修工事を行い、令和8年1月より工場用建物として事業の用に供している。なお、改修工事に要した費用7,000,000円については当期の修繕費として損金経理した。

(5) 当社は、建物H（鉄筋コンクリート造・法定耐用年数47年）を居住用の社宅として事業の用に供していた。

(6) 当社は、交換取得資産の時価の合計額から、交換譲渡資産である土地G及び建物Hの交換直前帳簿価格の合計額を控除した金額を固定資産売却益として収益計上するとともに、交換差金として交付した現金3,000,000円については当期の費用として損金経理した。

(7) 当社は、土地Eにつき、36,800,000円、建物Fにつき6,000,000円を固定資産圧縮損として損金経理により当期においてそれぞれ帳簿価額から減額した。

(8) 当社は、建物Fの減価償却費として1,800,000円を当期において損金経理した。なお、建物Fの再取得価額は55,000,000円であり、当社において事業の用に供した時以後の使用可能期間を見積もることは困難である。

〔第二問〕【資料4】

【資料4】 租税公課等に関する資料

(1) 前期の決算は赤字であったため、前期の確定申告において住民税の納付見込額52,500円を未払法人税等として費用計上し、当期に同額を納付して当該未払法人税等を全額取り崩した。

(2) 当期中に還付された所得税額等824,865円については、雑収入として収益計上した。

(3) 前期の中間申告により納付し、仮払金経理した法人税、地方法人税、住民税及び事業税のうち、還付見込額7,924,500円については、前期の決算において未取法人税等に振り替えた。当期において同額が金入され、当該未取法人税等を全額消却した。内訳は、法人税及び地方法人税5,101,900円、住民税430,900円、事業税2,391,700円である。なお、当該還付にかかる還付加算金については適正に処理している。

(4) 前期の確定申告書の提出と同時に提出した欠損金の繰戻しによる還付請求書に基づき、当期において法人税及び地方法人税1,282,499円が還付され、雑収入として収益計上した。

(5) 当期の確定申告により納付することとなる法人税、地方法人税、住民税及び事業税の納付見込額13,736,700円については、未払法人税等として費用計上した。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕【資料2】

【資料2】 交換に関する事項

(1) 甲社は令和7年12月に、数年前から所有し事業供用していた土地A及び建物Bと、甲社と資本関係のない内国法人C社が数年前から所有し事業供用していた土地D及び建物Eとを交換した。これらに関する資料は次のとおりであるが、甲社は取得した土地D及び建物Eの取得価額について土地A及び建物Bの帳簿価額をそのまま付し、交換取得差金を収益計上している。

なお、当該試験のために要した経費3,600,000円については費用計上しており、この交換により取得した土地D及び建物Eは当期の2月からいずれも交換直前の用途と同一の用途に供している。

交換譲渡資産		交換取得資産		
区分	交換直前の時価	交換時の時価	区分	交換時の時価
土地A	37,500,000円	62,500,000円	土地D	66,000,000円
建物B	18,000,000円	27,500,000円	建物E	23,000,000円
計	55,500,000円	90,000,000円	現金	1,000,000円
			計	90,000,000円

(2) 建物Eの耐用年数は37年（償却率0.028）で、当期に損金経理した償却額は500,000円である。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕【資料1】

【資料1】 欠損金及び租税公課に関する事項

(1) 前期において生じた未処理欠損金額が90,000,000円ある。なお、前々期の申告では所得金額が生じていたが、当期においては黒字となる見込みであったため、法80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定は適用しなかった。

(2) 未収入金勘定の総勘定元帳は、次のとおりである。

① 前 期				
年月日	相手勘定	摘要	借 方	貸 方
6.4.1	前期繰越			0
7.3.31	法人税等	中間申告分の法人税	8,500,000	8,500,000
7.3.31	法人税等	中間申告分の住民税	2,000,000	10,500,000
7.3.31	法人税等	中間申告分の事業税	3,500,000	14,000,000

② 当 期				
年月日	相手勘定	摘要	借 方	貸 方
6.4.1	前期繰越			14,000,000
7.6.20	現金預金	前期中間申告分の還付税額		14,000,000

(3) 当期の未払法人税等勘定の総勘定元帳は、次のとおりである。

(単位：円)				
年月日	相手勘定	摘要	借 方	貸 方
7.4.1	前期繰越			0
8.3.31	法人税等	当期確定申告分の法人税	18,000,000	18,000,000
8.3.31	法人税等	当期確定申告分の住民税	2,500,000	20,500,000
8.3.31	法人税等	当期確定申告分の事業税	3,000,000	23,000,000

(4) 当期の確定申告分として納付すべき税額は、それぞれ下記のとおりである。

① 法人税 18,300,000円

② 住民税 2,800,000円

③ 事業税 3,200,000円

〔第二問〕【資料5】

【資料5】株主・役員・給与に関する資料

- (1) 当社の当期における株主、役員及び役員と特殊関係にある使用人並びにそれらの株式保有数は次のとおりである。

氏名	役職名	続柄	株式保有数
I 氏	代表取締役社長	—	4,000株
J 氏	常務取締役	—	3,000株
K 氏	取締役経理部長	I 氏の配偶者	500株
L 氏	取締役工場長	J 氏の長男	500株
M 氏	監査役	I 氏の友人	2,000株
N 氏	アルバイト	I 氏の長男	—
合計	—	—	10,000株

- (2) 当社が当期の給与として損金経理した金額は、次のとおりである。

氏名	役員定期給与	役員賞与	使用人給与	使用人賞与
I 氏	18,000,000円	5,000,000円	—	—
J 氏	15,600,000円	3,500,000円	—	—
K 氏	8,400,000円	—	6,000,000円	2,000,000円
L 氏	3,960,000円	—	7,200,000円	2,500,000円
M 氏	2,760,000円	—	—	—
N 氏	—	—	2,520,000円	—
その他の使用人	—	—	361,600,000円	63,000,000円

- (3) 当社は、定款において役員給与に対する1事業年度における総支給限度額を定めており、取締役については55,000,000円、監査役については3,000,000円を限度とし、これらの中には使用人兼務役員の使用人分については含まれないこととしている。また、役員定期給与は、毎月20日に同額を支給した金額の合計額であり、役員定期給与及び役員賞与として支給した金額は、M氏を除き税務上の適正額（以下「適正額」という。）と認められる。

〔第二問〕【資料5】

- (4) 役員賞与について、法定期限内に提出した事前確定届出給与に関する届出書に記載された者はI氏及びJ氏のみであり、そこに記載された届出額と実際の支給額は次のとおりである。

支給日	I 氏		J 氏	
	届出額	支給額	届出額	支給額
令和7年8月15日	2,000,000円	2,000,000円	1,500,000円	1,500,000円
令和7年11月8日	3,000,000円	3,000,000円	1,500,000円	2,000,000円

〔第二問〕【資料5】

N 氏	アルバイト	I 氏の長男	—
-----	-------	--------	---

- (7) N氏はアルバイトであり、N氏と同様の業務に従事している他のアルバイトの給与と比較した場合の適正額は600,000円である。

〔第二問〕【資料5】

- (8) その他の使用人に係る使用人賞与のうち、13,300,000円については未払経理した決算賞与が含まれている。当社の就業規則に決算賞与を支給する定めはないが、今期は業績が大幅に回復したことから支給することとした。この決算賞与については、令和8年3月末日に支給者全員に通知して、翌月10日に通知者全員に支給した。なお、同規則において賞与の支給対象者は、支給日に在籍した者に限る旨の規定が設けられている。

●直前対策補助問題 第1回【資料3】

【資料3】

- (1) 当社の当期における株主及び役員等並びに役員給与等の支給状況は次のとおりである。

氏名及び役職名	続柄	持株数	給与等支給額		
			使用者職務分	役員分	賞与
E 氏 代表取締役	—	3,200株	—	24,000,000円	—
F 氏 会長	E 氏の父	200株	—	6,000,000円	—
G 氏 専務取締役	—	2,000株	—	15,000,000円	3,000,000円
H 氏 取締役営業部長	E 氏の子	300株	6,000,000円	2,400,000円	—
I 氏 経理部長	F 氏の妻	300株	6,000,000円	—	—
合計		6,000株	12,000,000円	47,400,000円	3,000,000円

(2) F氏及びI氏は、いずれも当社の取締役会に出席し、重要な意思決定に関わるなど、当社の経営に従事している。

(3) H氏及びI氏は部長として常時使用人職務に従事している。

(4) 上記表中の役員分の給与はすべて毎月定額（E氏：2,000,000円、F氏：500,000円、G氏：1,250,000円、H氏：200,000円）であり、令和7年5月28日に開催された定時株主総会において前年度の定時株主総会（令和6年5月27日開催）に対し同額改定を行っている。

(5) 上記表中の使用人職務分の給与はすべて毎月定額（H氏及びI氏：500,000円）であり、他の類似する職務に就く使用人（部長職）の月額給与と同額である。

(6) G氏に対する役員分賞与については、令和7年5月28日に開催された定時株主総会においてその支給が決議されており、令和7年6月30日に所轄税務署長に対し事前確定届出給与に関する届出を提出し、その届出どおり支給している。

(7) 当社は定款において一事業年度当たりの取締役報酬の支給限度額を40,000,000円と定めている。なお、当該支給限度額には使用人兼務役員の使用人分給与は含んでいない。

(8) 上記役員等に対する給与等につき、その職務の内容等から相当な金額は次のとおりである。

- ① E 氏 24,000,000円
- ② F 氏 4,000,000円
- ③ G 氏 18,000,000円
- ④ H 氏 8,000,000円
- ⑤ I 氏 6,000,000円

●実力完成答練 第3回〔第二問〕【資料5】

(4) d氏に対しては、令和7年5月26日から令和8年5月25日までの職務執行期間の対価として、令和7年6月25日と令和7年12月15日に各500,000円ずつ支給することとし、事前確定届出給与に関する届出書を適法に提出している。

なお、甲社では、令和7年6月25日は届出額を支給したが、令和7年12月15日には600,000円を支給した。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕【資料5】

(6) 上記のほか、a氏の長男であるe氏（甲社の人事部長であり、甲社の経営に従事していない。）に対して、各月800,000円の給与（年9,600,000円）と年2回の賞与（各900,000円）を支給しているが、e氏の職務内容からした相当額は8,400,000円である。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕【資料3】

【資料3】その他費用に関する事項

1. 甲社では毎年6月及び12月に使用人に対して賞与を支給しているが、当期はさらに決算賞与を支給することとした。そこで当期の3月に全使用人に対して各人別に支給額を通知し、通知どおりに令和8年4月15日に決算賞与（支給総額5,000,000円）を全使用人に支給した。この賞与については当期の3月末において未払金として損金経理している。

〔第二問〕【資料6】

【資料6】中小企業向け賃上げ促進税制に関する資料

- (1) 使用人は全て国内の事業所に勤務する雇用者であり、使用人給与及び使用人賞与は全て賃金台帳に記載されている。
- (2) 当期の雇用安定助成金額は950,000円(前期は450,000円)であり、キャリアアップ助成金(給与等を補填するもの)(は2,700,000円であった。
- (3) 当期における教育訓練費の損金算入額は3,500,000円(前期は3,000,000円)であり、これらの金額は、全てその他の使用人に対するものである。
- (4) 当社は、当期において次世代育成支援対策推進法第13条の認定(くるみん認定)を受けている。
- (5) 比較雇用者給与等支給額(雇用安定助成金額控除前)は、400,000,000円である。
- (6) 当社の当期の調整前法人税額(別表一各事業年度の所得に係る申告書の(2)の欄の金額)は、10,641,472円である。



●全国公開模試〔第二問〕問2

問2

X社は、毎期青色申告書を提出する資本額5千万円の内国法人である株式会社(従業員数は常時300人以下、株主はすべて個人)である。当期(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の確定申告にあたり、租税特別措置法第42条の12の5に規定する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用を受けることとするが、次の【資料】に基づき、別表6(24)《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書》の一部を答案用紙に従い記載しなさい。

なお、制度の適用にあたり必要な書類の提出等は適法に行われるものとし、問題に記載された内容以外の事項については考慮する必要はない。また、複数の処理方法が考えられる場合には、X社にとって最も有利な方法により計算すること。

【資料】

- (1) 前期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)及び当期の国内雇用者に対する給与等の支給額及び教育訓練費の額は次のとおりである。

	給与等支給額	教育訓練費の額
前期	1,200,000,000円	0円
当期	1,290,000,000円	738,000円

- (2) 前期において生じた継越税額控除限度超過額3,000,000円については、当期に繰り越す適正な手続きを行っている。
- (3) X社は当期末において次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当する(いわゆるプラチナくるみん認定を受けている)。
- (4) 当期の給与等支給額には、使用人に対する決算賞与で当期において未払金経理している金額60,000,000円が含まれている。なお、この賞与は、令和8年3月下旬に支給額を各人別に、支給を受けるすべての使用人に通知し、同年5月2日に通知したすべての使用人に支払っている。
- (5) 当期の教育訓練費の額には令和8年3月分の教育訓練に係る費用で、当期において未払金経理している金額138,000円が含まれている。
- (6) 当期の調整前法人税額は100,000,000円であるものとする。